

1. 久留米市立地適正化計画の改定

本市の立地適正化計画は、都市全体の観点から居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地等に関する包括的なマスタープランとして、平成29年3月に策定しました。

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に「防災指針」を盛り込むことが位置づけられました。

そこで、本市でも災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを進めるため、災害リスクを回避・低減するための総合的な対策等を盛り込んだ「防災指針」を策定し、立地適正化計画の改定を行います。

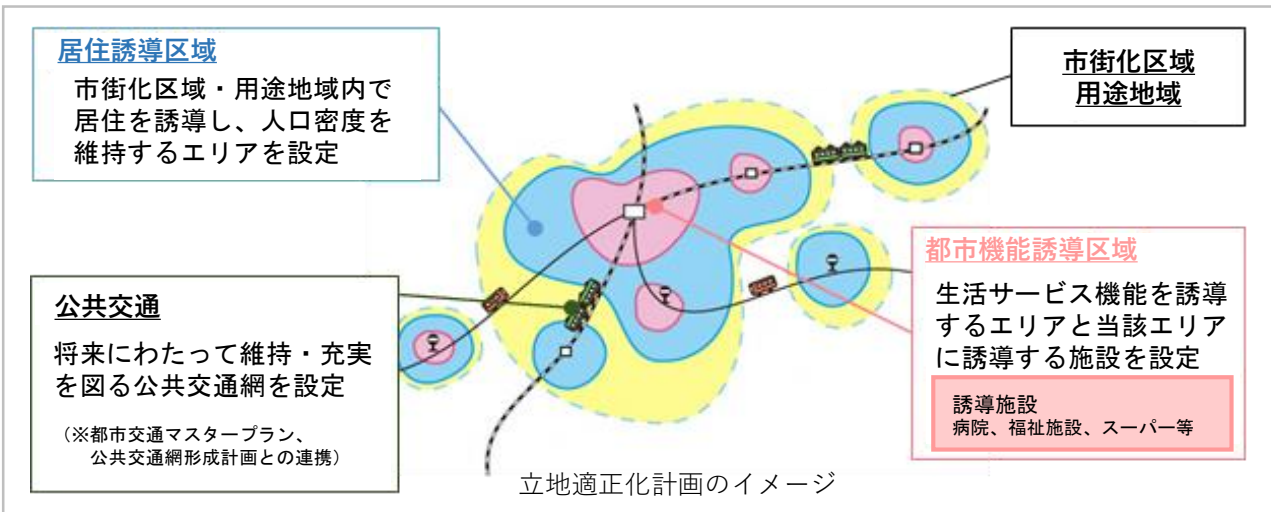
※『防災指針』の概要は、立地適正化計画の改定に関する意見募集について（その2）をご覧ください

立地適正化計画に定める事項

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域と市が講ずべき施策
- 都市機能誘導区域と市が講ずべき施策
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、誘導施設の整備事業など）
- 都市の防災に関する機能の確保に関する指針（『防災指針』）
- 施策又は事業等の推進に関連して必要な事項
- その他、居住や施設の立地適正化を図るために必要な事項など

← 災害リスクを考慮して改定

← 追加



激甚・頻発化する自然災害と久留米市が有する災害リスク

近年、熊本地震（2016）、九州北部豪雨（2017）、令和2年7月豪雨（2020）など、頻発する自然災害により甚大な被害が生じており、本市でも平成30年から3年連続で床上浸水等の内水被害が発生しています。なお、本市には以下の2つの災害リスクが存在します。

➤ 震災リスク(地震)

➤ 水災害リスク(洪水、内水、高潮、土砂災害)

災害リスクを回避・低減するための総合的な対策が必要

2. 防災指針の対象リスク

➤ 震災リスク(地震)

○ 水縄活断層



うきは市浮羽町から本市田主丸町を経て合川町までに至る、全長約26kmの活断層

平均的な活動周期は、約1万4千年に1回の活動とされており、今後30年～300年以内の地震発生確率はほぼ0パーセントに近い数値となっている

○ 警固断層帯

今後30年以内に地震が発生する確率は0.3～6.0%

警固断層帯南東部(福岡市)でマグニチュード7.2の地震が発生した場合、本市においても震度6弱以上の揺れが起こる

➡ 耐震改修促進計画を策定し、地震の揺れに対する建築物の安全性向上を図る

➤ 水災害リスク(洪水、内水、高潮、土砂災害)

観測史上1位

[参考]

時期	1時間 最大雨量 (mm)	3時間 最大雨量 (mm)	24時間 最大雨量 (mm)	48時間 最大雨量 (mm)	総雨量(mm)	浸水件数
平成30年 7月	40.5		279.5	383.5	386.0 (7/5～8)	床上:423件 床下:1,011件
令和元年 7月	90.0	177.5	335.5	402.5	474.5 (7/18～23)	床上:196件 床下:120件
令和元年 8月	60.5	147.0	330.0	366.5	408.0 (8/26～29)	床上:27件 床下:24件
令和2年 6月	92.5		193.5	194.0	194.0 (6/26～29)	
令和2年 7月	48.0	105.5	360.5	483.0	772.0 (7/5～11)	床上:335件 床下:1,620件

➡ 豪雨による被害が拡大。水災害リスクに対する防災・減災対策が喫緊の課題

防災指針については、本市の喫緊の課題である水災害に特化して策定

※ 地震に関しては、大規模盛土造成地等の検証や他都市の先進事例等を検討してまいります

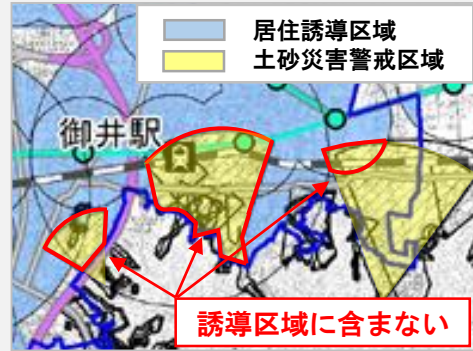
3. 誘導区域の見直し

現在の立地適正化計画では、
災害リスクが高いエリアとして、

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

を指定しており、誘導区域に含んでいない



都市再生特別措置法の改正（令和2年6月）

居住誘導区域に

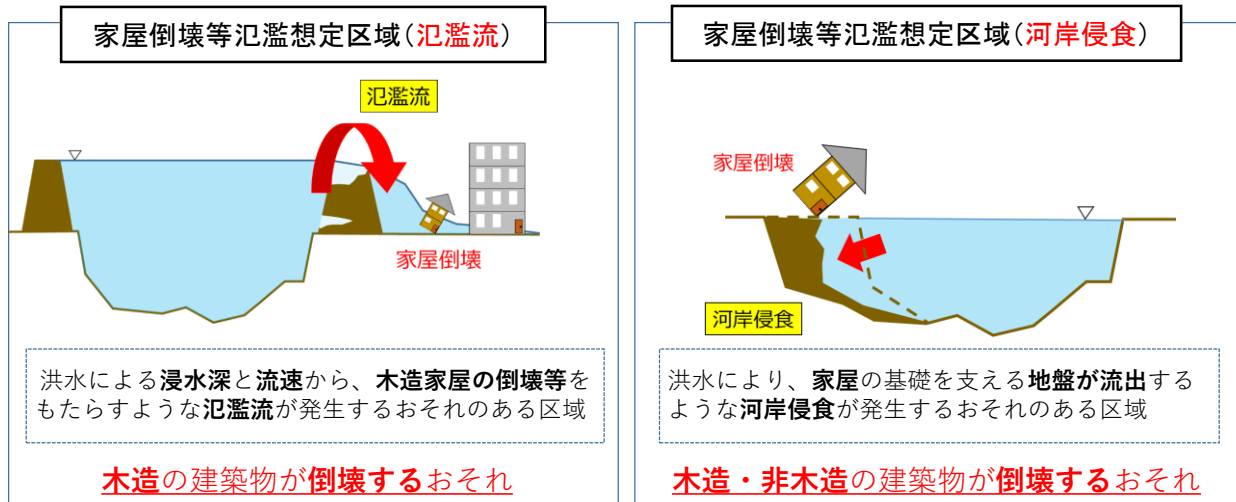
- ・災害レッドゾーンは、原則として含まないこととすべき
- ・災害イエローゾーンは、適切でないと判断される場合は含まないこととすべき

区域	本市の指定	居住誘導区域の対応
レッドゾーン →住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域(崖崩れ、出水等) ＜建築基準法＞	あり 居住誘導区域に含まない (急傾斜地崩壊危険区域と同じ区域)
	土砂災害特別警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞	あり 居住誘導区域に含まない
	地すべり防止区域 ＜地すべり等防止法＞	あり 居住誘導区域に含まない
	急傾斜地崩壊危険区域 ＜急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律＞	あり 居住誘導区域に含まない
イエローゾーン →建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている	浸水想定区域 ＜水防法＞	あり 家屋倒壊等氾濫想定区域のみ 居住誘導区域に含まない
	土砂災害警戒区域 ＜土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律＞	あり 居住誘導区域に含まない
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 ＜特定都市河川浸水被害対策法＞	なし -

＜国土交通省資料を参考に作成＞

浸水想定区域において危険性が高い区域

家屋倒壊等氾濫想定区域



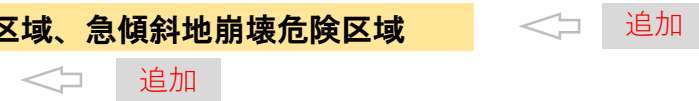
土砂災害と同様の被害が想定される

誘導区域に含まない区域

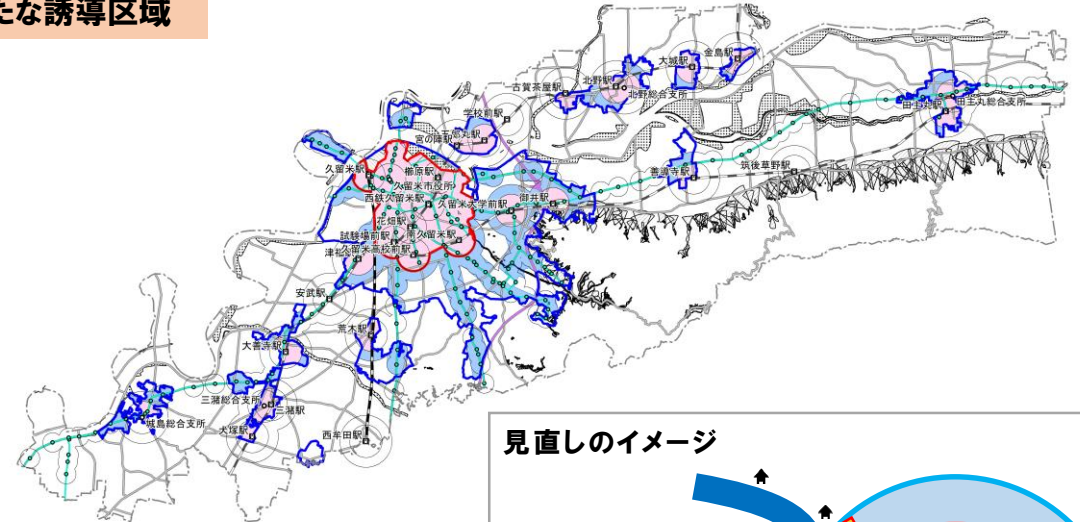
土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域

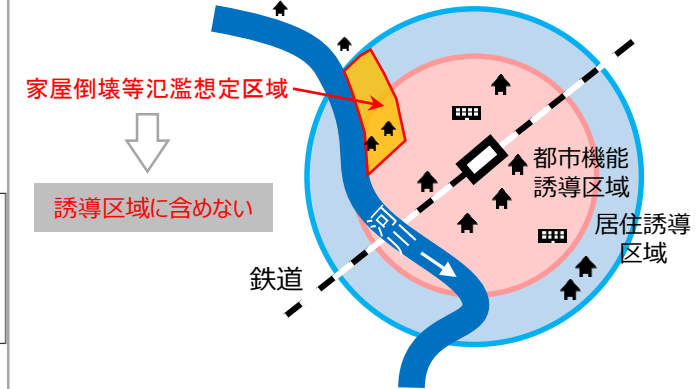
家屋倒壊等氾濫想定区域



新たな誘導区域

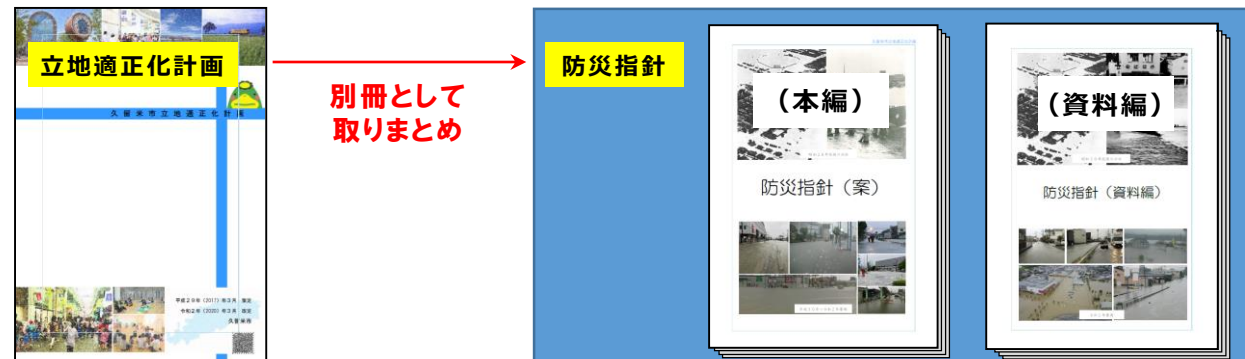


見直しのイメージ



※詳しくは、立地適正化計画の本編・資料編（新旧対照表）をご覧ください

4. 久留米市立地適正化計画と防災指針の構成



問い合わせ先

久留米市 都市建設部 都市計画課
所在地：城南町15番地3 本庁舎12階
TEL：0942-30-9083
FAX：0942-30-9714
mail：toshikei@city.kurume.fukuoka.jp

